

(日本側研究代表者用)

ボトムアップ型国際共同研究事業
多国間国際研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative)

第2回公募申請に際しての注意点

公募への申請は、「募集要項」「申請書記入要領」「FAQ」(いずれも英語)や
JSPS 本事業ホームページの FAQ 等を、よくご確認の上、行ってください。

1. 申請資格

以下に掲げる我が国の研究機関に所属する常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者。

※常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります。

- ① 大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人
- ④ 民間研究機関

※②～④については「機関コード一覧」

(<https://www-kokusai.jspss.go.jp/jspss1/kikanList.do>)に掲載されている機関に限ります。

2. 本会支給経費

(1) 支給額

日本の研究者に対し、1,500 万円以内／年／件(事務委託手数料を含む)を支給します。

(2) 支給経費の用途

研究経費(設備備品費、消耗品費、国内旅費、外国旅費、人件費・謝金等、その他経費)、事務委託手数料

※事務委託手数料は研究経費の 10%以内の額で、日本学術振興会と受託機関(日本側研究代表者の所属機関)との協議の上、決定します。

(3) 支給方法等

- ① 研究課題の実施に要する業務について、研究代表者が所属する大学等学術研究機関(受託機関)に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

- ② 実施計画及び経費の執行については、会計年度単位(4月1日から翌年3月31日)となります。

※ 詳細は、別紙1「多国間国際共同研究協力事業(G8 Research Councils Initiative)経費の取扱いについて」をご参照ください。

3. 採用予定件数

我が国の研究者による研究プロジェクト5件程度を予定です。
全学術振興機関で併せて8~10の研究コンソーシアムを採択予定です。

4. 申請手続き、選考及び結果の通知

本事業は、予備申請(Pre-proposals)、本申請(Full Proposal)の2段階で審査が行われます。

(1) 予備申請(Pre-proposals)

① 申請手続き

予備申請は、コンソーシアムを代表する研究者(Leading Principal Investigator (Leading PI))が取りまとめの上、第2回公募事務局(Call Secretariat)であるJSPS(本会)に提出頂くこととなります。日本側研究代表者(PI)は、本会に申請書を提出する必要はありません。本事業に申請を希望する日本側研究代表者は、コンソーシアムを構成する各国の研究代表者と協議し、Leading PIを決定の上、Leading PIを経由して、予備申請に係る申請書を公募事務局(本会)に提出するよう調整してください。

※予備申請提出はJSPS内公募事務局サイトから行っていただきます。

<http://www.jspso.go.jp/j-bottom/g8-initiative.html>

② 選考及び結果の通知

予備申請段階では、関係する領域の専門家からなるパネルによる書面審査及び合議審査が行われます。

予備審査の結果は、公募事務局(本会)からLeading PIにお知らせいたします。日本側研究代表者に通知はされませんので、ご注意下さい。

(2) 本申請(Full Proposal)

① 申請手続き

公募事務局(本会)より予備審査を通過した旨の連絡を受けたコンソーシアムは、本申請に係る申請手続きを行ってください。

本申請に係る申請書は、公募事務局において定めている様式で作成し、Leading PIが取りまとめの上、公募事務局(本会)に提出していただきます。また、日本側研究代

表者は、Leading PIであるなしにかかわらず、本会が別途独自に定めている様式を作成し、ホームページ上の電子申請システム「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を通じて提出して頂きます。Leading PI から公募事務局（本会）への申請および日本側研究者から本会への申請のいずれかがなされていない場合は、審査が行われない場合があります。

※本申請提出に関する詳細は、予備審査通過後に、本会から日本側研究代表者及び所属機関の事務連絡担当者へ連絡する予定です。

※e-Radについては、別紙2「e-Rad利用に関する注意点」をご参照ください。

② 選考及び結果の通知

本申請段階では、外部審査員による書面審査に基づき、パネルによる書面審査及び合議審査が行われた後、参加学術支援機関と協議の上、採択／不採択課題を決定します。

本申請の結果についても、公募事務局（本会）から Leading PI にお知らせします。また、本会から日本側研究代表者及び所属機関長宛に、書面にてお知らせします。

5. 採用決定後の手続き

日本側研究代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに、本会に提出します。

本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。（実施計画書の内容に基づく査定及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。）

6. 共同研究の実施方法

(1) 採用された研究課題については、必要に応じて「共同研究」「セミナー」「研究者交流」の組み合わせにより効果的かつ組織的に実施していただくこととなります。

① 共同研究

採用された研究課題に基づく共同研究の実施を行うもの。

② セミナー

研究課題に対して、共同研究を通じて得られた研究成果の発表、評価、とりまとめ等を行うもの。相手国側研究者の参加があることが開催の条件。原則として、我が国又は相手国で開催すること。

③ 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

共同研究における予備段階の交流、実施計画等の協議のため、研究者を派遣するもの。本事業に基づく研究成果を発表するために、学会等が主催する国際会議等への派遣も認める。

また、次世代を担う若手研究人材の国際性の涵養と研究能力の向上を目的として、日本の大学院博士課程・修士課程在籍者やポスドク研究者等を、相手国の機関へ派遣し、海外での自己研鑽の機会とすることも可能。

④ その他の活動

上記①～③に該当しないもので、課題の実施に際して、特に必要と認められる活動について、あらかじめ本会と協議の上、実施することが可能。

(2) 本事業により経費の支給を受けることのできる参加者の範囲は、以下のとおりです。

- ① 我が国の大学等学術研究機関(「1. 申請資格」に掲げる機関、以下同じ。)において研究に従事している者
- ② 我が国の大学等学術研究機関において研究に従事する博士号取得者ならびに当該研究の遂行に十分な能力と経験を有する大学院博士課程・修士課程在籍者
- ③ 我が国の大学等学術研究機関の名誉教授
- ④ 上記①～③以外の研究者のうち、事前に振興会の承認を受けた者

7. 研究代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 研究代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- ② 研究代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究の成果をホームページや学会誌等において積極的に公開、発表すること。また、その際は本事業による支援であることを明記すること。

8. その他の留意事項

(1) 他事業との重複について

- ① 本会の国際交流事業では、すでに研究代表者等として事業を実施している者は、一部の事業を除き、同時に他の事業を実施することができません。重複の可否については後掲の「国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。
また、内閣府が実施する「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の採択者は、本事業の研究代表者となることはできませんので、併せてご注意ください。
- ② 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがある研究代表者は、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。
さらに、その他の研究費(科学研究費補助金、研究助成法人等からの研究費等)についても、今回の申請の本事業との関連性がある場合には、それを明確にした上で、申請してください。
(以上②に関しては、本申請時に記載いただきます。)

(2) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる、個人情報については「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会ボトムアップ型国際共同研究事業－多国間国際研究協力事業－の業務遂行のためにのみ利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された課題については、研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、年度実施計画、年度実績報告並びに評価結果等が本会のホームページ等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

(3) 本会は、共同研究実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

(4) 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や研究教育活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合には、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

競争的資金等の適正な使用等については、別紙3「競争的資金等の適正な使用等について」をご参照ください。

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について
本事業については、各研究機関において標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を文部科学省に提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、原則として研究開始(契約締結日)までに、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出(※)されていることが必要です。

報告書の提出方法の詳細については、下記文部科学省HPをご覧ください。

【文部科学省 関連HP】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、

e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。)

【e-Rad 関連HP】<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成23年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

また、平成23年秋頃に、再度 e-Rad を利用して、チェックリストの提出が求められる予定ですので、文部科学省からの周知等に十分ご注意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(6) 研究成果物の取り扱いについて

本事業の実施により生じた研究成果物(特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利その他の知的財産権等)の取り扱いについては、受託機関内の規定等により、あらかじめ定めておいてください。

また、この委託費により製造し、又は取得した備品等の所有権は、受託機関に帰属します。受託機関は当該備品等について、委託業務終了後においても適切な管理のもとに使用してください。

なお、海外において研究活動に参加する場合、研究活動に関する規則や手続等が、日本における制度・慣行と著しく異なる場合があります。相手国の国内法規や相手国研究機関の規程の把握に努め、これらに違反することのないよう、また、周囲に誤解を与えることのないよう、十分ご注意ください。

(7) 研究コンソーシアム内での覚書の締結について

コンソーシアムを形成する日本側参加者及び相手国側研究者の間で、共同研究計画、共同研究における役割分担や研究成果物に係る知的財産権等の取り扱い等について、共同研究を開始する前に、覚書等の文書等によりあらかじめ定めてください。

(8) 軍事利用を目的とする研究について

本会は軍事利用を目的とする研究の支援は行いません。

(9) 募集要項・申請書及び関連情報

本会の本事業用ホームページで、閲覧、ダウンロードできます。

【G8 Research Councils Initiative 事業HP】

http://www.jsps.go.jp/j-bottom/01_b_gaiyo.html

9. 事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-8472 東京都千代田区一番町 8 番地

独立行政法人 日本学術振興会

国際事業部 研究協力第一課

「多国間国際研究協力事業(G8 Research Councils Initiative)」担当

電話: 03-3263-1810/1918 (ダイヤルイン)

FAX: 03-3263-1673

E-mail: bottom-up@jsps.go.jp

公募予定のある国際交流事業一覧

(※平成23年6月30日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第一課・地域交流課)	個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100～500万円以内 セミナー:100～250万円以内	共同研究: 1～3年 セミナー:1 週間以内	各地域の対象 国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月もしくは2月(対応機関による)	研究者
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第一課・地域交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	14日～2年間(派遣国、対応機関による)	アジア、オセアニア、北米、中南米、ヨーロッパの対象国	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者
	日米がん研究協力事業 (研究協力第二課)	若手研究者や女性研究者を含む日米両国の研究グループが、共同してワークショップを開催することにより、研究機関間及び研究者間のネットワークの形成を促進することを目的として、ワークショップの開催に要する経費を支援。	900万円を限度	2～3日間	米国	基礎科学 臨床科学 疫学	4月	研究者
	日米化学研究協力事業(ICCプログラム) (研究協力第一課)	日本と米国との間で、化学分野において新たな見地を切り開き、高いレベルの相乗効果を実現させることができる国際共同研究を支援。	2,000万円以内	3年	米国	化学	未定	研究者
	多国間国際研究協力事業(G8 Research Councils Initiative) (研究協力第一課)	グローバルな課題に対して3カ国以上の研究者からなるコンソーシアムの活動による優れた多国間共同研究を支援。	1,500万円以内	3年	カナダ、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国	年度ごとの分野/テーマ	予備申請9月、本申請1月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (地域交流課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,000万円以内	3年(+延長2年)	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内	5年	ドイツ	全分野	11月	所属機関または部局長
	研究拠点形成事業 (研究協力第二課・地域交流課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	2,000万円以内	5年	全地域	全分野	10月	所属機関または部局長
		B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内	3年	アジア・アフリカ	全分野	10月	
国際研究集会事業 (人物交流課)	我が国で開催される国際学術研究集会の開催経費を一部支援。	200万円以内	当該年度内	日本で開催参加者は全地域	全分野	5月	研究者	
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第二課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	3日間	米国、ドイツ、フランス	全分野	3月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者
	日本-欧州先端科学セミナー (研究協力第二課)	日欧の若手研究者を対象に、特定の研究領域について第一線で活躍する研究者による集中的な講義及び参加者間の議論を行うセミナーを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	1週間程度	欧州	年度ごとの分野/テーマ	10月	若手研究者
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第二課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者
	HOPEミーティング (地域交流課)	アジア太平洋諸国の博士課程の学生がノーベル賞受賞者を初めとした著名な研究者や同世代の参加者同士と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア地域	年度ごとの分野/テーマ	10月	博士課程学生
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員事業(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
	外国人特別研究員事業(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストドク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月5月8月10月12月2月	受入研究者
	外国人招へい研究者事業(短期) (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と討議、意見交換、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	5月9月	受入研究者
	外国人招へい研究者事業(長期) (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、国内交通費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
	外国人著名研究者招へい事業 (人物交流課)	ノーベル賞受賞者など、特段に優れた業績をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を業績に見合った処遇で日本に招へい。	渡航費(往復航空券)、滞在費、家族手当等	原則1年以内	全地域	全分野	6月12月	機関長
	論文博士号取得希望者に対する支援 事業(地域交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内	原則3年	アジア・アフリカ	全分野	8月	日本側研究指導者

※「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」における今後の公募は未定です。

ボトムアップ型国際共同研究事業

多国間国際共同研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative)

経費の取扱いについて

1. 前提

ボトムアップ型国際共同研究事業 多国間国際共同研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative) (以下「本事業」という。)における共同研究の実施にあたっては、研究代表者が所属する大学等学術研究機関(以下「所属機関」という。)に対して、日本学術振興会が業務委託する方法により行います。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、日本学術振興会と所属機関との間で、業務の実施に係る契約(業務委託契約)を締結します。

業務委託契約により支払われた委託費は、日本側参加者に使用する経費です。本事業の実施においては、相手国側研究者に係る経費(来日に要する航空運賃・滞在費等、相手国側参加者が自国において必要とする消耗品購入等や相手国で開催されるセミナー開催経費、セミナー参加旅費等)は、相手国側学術振興機関 から相手国側研究者に支給される経費により支払われます。

2. 委託費について

委託費の構成、内容、主な用途は以下のとおりです。

① 研究経費

研究課題実施に直接係る経費。

《研究経費 主な用途》

経費費目	用途目的	留意事項
設備備品費、消耗品費	研究に必要な備品・消耗品の購入	○ 購入した備品・消耗品は、受託機関に帰属する。なお、設備備品費、消耗品費の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。
国内旅費 外国旅費	日本側参加者の出張経費(交通費、日当、宿泊料等)	○ 旅費の算出について、計算方法、手続き等は、受託機関が定める規定等に基づき、

		<p>効率的な執行を心掛けること。</p> <p>○ 研究代表者及び参加者以外の者に係る旅費は支出できない。</p>
人件費・謝金等	<p>研究者及び専門技術員・研究補助者の人件費、研究への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収・研究資料の収集等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費</p>	<p>○ 算出方法、手続き等は、受託機関が定める規定等に基づき、社会通念上、妥当と思われる額の設定を心掛けること。</p> <p>○ 雇用契約の締結においては、受託機関が契約の当事者となること。</p> <p>○ 雇用に伴う間接的な経費(社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等)についても法令等に基づき適正な手続きを行うこと。</p> <p>○ 研究代表者及び参加者に対する謝礼の支払いはできない。</p> <p>○ 参加者の所属機関において人件費が発生する場合は、代表者の所属機関(受託機関)から当該参加者の所属機関への「再委託」の手続きとなる。</p> <p>○ 「再委託」の際は、その額が契約金額の原則30%を越えないこと。</p>
その他経費	<p>上記の他、当該研究を遂行するための経費(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手・電話等)、運搬費、研究実施場所借り上げ費(研究機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限る)、</p>	<p>○ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮の上、使用すること。</p>

	<p>会議費(会場借料、食事(アルコール類を除く)費用等)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器、器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用)、研究成果広報用パンフレット作成費用)</p>	
<p>【留意事項】 次のものには使用できない:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等施設の購入に関する経費 ・ 不動産取得に係る経費及び所属機関のオフィス維持のための経費(オフィス借料、光熱水料、人件費等) ・ 所属機関で通常備えるべき物品の購入(机、いす、複写機等) ・ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費 ・ その他、事業と直接的な関係が認められないもの 		

② 事務委託手数料

本事業の実施に係る業務遂行に伴い必要となる経費。管理部門を含めた受託機関全体の管理に要する種々の間接的な経費として使用可能とします。

事務委託手数料の金額は、研究経費に対して 10%以内の額(内額)で、日本学術振興会と受託機関との協議の上決定します。なお、実際の使用にあたっては、受託機関の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

《事務委託手数料 主な用途》

経費費目	用途目的	留意事項
設備備品費、消耗品費	○ 事業実施事務遂行上、必要な備品・消耗品の購入	
国内旅費 外国旅費	○ 事業実施事務補助のための事務担当者等の出張に要する経費(交通費、日当、宿泊料等)	○ 旅費の算出について、計算方法、手続き等は、受託機関が定める規定等に基づくこと。
人件費・謝金等	○ 事務遂行への協力(資料整理、翻訳・校閲等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者との契約	○ 算出方法、手続き等は、受託機関が定める規定等に基づくこと。 ○ 雇用契約の締結において

	による派遣職員受入経費等	は、受託機関が契約の当事者となること。 ○ 雇用に伴う間接的な経費（社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等）についても法令等に基づき適正な手続きを行うこと。
その他経費	本事業実施に係る事務を遂行するための経費	

③ 消費税

委託費配分額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

ボトムアップ型国際共同研究事業
 多国間国際共同研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative)
 e-Rad 利用に関する注意点

1. e-Radを利用した申請書類の作成・提出等

本申請の日本側研究代表者 (Principal Investigator) が JSPS に対して行う申請は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。(Leading PI による公募事務局 (JSPS) への申請は、公募事務局が用意した別の電子申請システムにより行っていただきます。)

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。
 ((1)(ウ)参照)

なお、申請に当たっては、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロードの作業が必要です。必要な書類は以下のとおりです。web 入力、記入等に当たっては、誤りのないように記入してください。

- ・ JSPS が指定する本申請用補足資料

(1) e-Rad を用いた web 入力及び電子媒体の様式のアップロード方法

(ア) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

(イ) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JSPS 国際事業部 研究協力第一課「多国間国際研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative)」担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

多国間国際研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative) ホームページ及び e-Rad のポータルサイト (以下「ポータルサイト」という。) をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

<問い合わせ先一覧>

- 多国間国際研究協力事業 (G8 Research Councils Initiative) に関する問い合わせ
 JSPS 国際事業部 研究協力第一課

多国間国際研究協力事業(G8 Research Councils Initiative)担当

電話: 03-3263-1810/1918 (ダイヤルイン)

FAX: 03-3263-1673

E-mail: bottom-up@jsps.go.jp

http://www.jsps.go.jp/j-bottom/01_b_gaiyo.html

- 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク

電話: 0120-066-877

対応時間: 午前 9:30～午後 5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

- e-Rad ポータルサイト: <http://www.e-rad.go.jp/>

(ウ) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用に当たっての留意事項

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00～翌午前2:00まで

(土・日) 午後0:00～翌午前2:00まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

申請に当たっては、申請時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

④ 研究者情報の登録

本事業に申請する際の日本側研究代表者を研究者と称します。所属研究機関は日本側研究代表者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

(エ) システムへの応募情報入力時の注意事項

システムへの応募情報入力に当たっては、以下のA)、B)があり、それぞれ、入力、作成が必要です。

A) Web で直接入力が必要な内容

B) ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するもの

A)については、研究者が、e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。

【研究共通情報の入力画面】

- ・ 新規継続区分
- ・ 研究開発課題名
- ・ 研究期間(開始年度、終了予定年度)
- ・ 主分野(コード)
- ・ 研究目的
- ・ 研究概要 など

【研究個別情報の入力画面】

- ・ Leading PI に関わる情報

【応募時予算額の入力画面】

- ・ 年度ごと使用内訳を記入

【研究組織情報の入力】

- ・ 研究者ごとの直接経費・間接経費の総額
- ・ 研究者ごとのエフォート

【応募・受入状況の入力】

- ・ 配分機関コード、事業コード、研究開発課題名、研究期間、予算額、エフォート

B)については、JSPS が指定する本申請用補足資料を、「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」の対応バージョンについては、研究者用マニュアルを参照してください。

注1) 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニ

アルを参照してください。

注2) アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは JSPS 本事業担当へ問い合わせてください。

注3) 電子媒体の様式は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注4) 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

注5) 申請の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

(2) その他

申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(申請書類のフォーマットは変更しないでください。)

2. e-Rad上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

3. 府省共通研究開発管理システムからの政府研究開発DBへの情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※「政府研究開発データベース」: 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています

競争的資金等の適正な使用等について

2008年6月

国際事業部

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）等を踏まえ、国際事業部の各種公募事業について、以下のように取り扱うことといたします。

（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づく措置

本ガイドライン別紙にある『競争的資金等』の一覧等に該当する事業については、各研究機関において標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を文部科学省に提出することが必要です（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません）。

なお、当該措置の詳細及び具体の報告書の提出依頼については、文部科学省等からのお知らせに従って対応してください。

（2）不合理な重複・過度の集中の排除

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費等の減額（以下、採択の決定の取消し等とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(3) 競争的資金等の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成 20 年規程第 3 号「競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、競争的資金等の適正な管理・運営及び不正使用等の防止のため、国際事業部の各種公募事業について、不正使用等（※1）を行った研究者等については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの不正使用等とは、競争的資金等をその交付の目的又は契約内容等に違反して使用すること及び偽りその他不正な手段により競争的資金等の交付を受けることをいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正使用等が明らかになった場合には、当該競争的資金等の交付を取り消すとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正使用等を行っていた者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等を一定期間交付しない。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正使用等が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正使用等の内容及び研究機関等が行った調査結果報告等を速やかに公表します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

日本学術振興会平成 18 年規程第 19 号「研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性を厳正に確保するため、国際事業部の各種公募事業について、不正行為（※2）を行った者については、以下の措置を執るものとします。

※2 ここでの不正行為とは、研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん又は盗用等をいいます（同規程第 2 条）。

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る競争的資金等を打ち切るとともに、既に配分された研究費の一部又は全部を返還させる。
- ② 不正行為があったと認定された者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- ③ 措置の対象者に対し、振興会の所管するすべての競争的資金等への応募・申請を一定期間制限する。

なお、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金等名、当該研究費の金額、不正行為の内容及び研究機関が行った調査結果報告書等を速やかに公表します。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から資金・経費等を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。